

花を植えましょう

雪国の大館でも、4月に入るとすっかり気候がよくなり、たまの日曜日などには、春のやわらかな日差しの下で、土いじりをしてみたくなってきます。昨年の秋に植えた花の苗や、種まきした花の若芽が、これからすくすくと育っていきます。夏から秋に咲く花を楽しみに、球根の移植や種まきをするのもこれからですのどかな春の日に、あなたも花づくりをなさってはいかがでしょう。

花は、わたくし達の生活にうるおいと楽しみを与えてくれます。花だん作り、はち植、いけ花やきり花など、アパートや会社の窓辺に色とりどりに咲く花、店舗や一家団らんのお茶の間に観葉植物の一はちなどは、複雑化する社会に生活するわたくし達にはかかせないものになってきたようです。

花を通じて、生活に楽しみを見出し、また他人にもその楽しみを分け合って、とかく無味乾燥になりがちな日常生活にうるおいをもたせ、喜びを与えて明るい住みよい社会をつくろうと、1昨年の国体を契機に「花いっぱい運動」が盛んになって来ました。

これからの花づくりは、秋植えのものの手入れと、夏から秋にかけて咲く花の種まきと球根植えですが、その主なものは、アサガオ、ヒマワリ、百日草、コスモス、マツバボタン、ケイトウ類などです。また、大館市では「市民の花」として「菊」が選定されております。11月上旬おこなわれる「菊まつり」で、市内を菊でいっぱいにするため、菊づくりをはじめましょう。

火の用心

1年に5.555万円が灰に

春は大火のシーズンです。これは気象的な影響によるもので、この季節は特に空気が乾燥し、また加えて季節風が強く吹きますので大火となる危険が大きいのです。

春先は、冬の間の緊張がゆるみ、火の始末がおろそかになりがちです。全国的な統計からみても、春先の火災が多いところから10日から16日までを防火週間とさだめ、無火災運動を展開します。

天気の良い日は、野山へでかける方も多いと思いますがわたくし達の周囲は燃えやすい状態になっていますから、火の扱いには十分注意して火事をださないようにしましょう。

みなさんに注意していただきたいこと
 ◇火災の原因で一番多いのが、こどもの火あそびです。昨年でも川口、沼館と2件の大火がありました。いづれも、こどもの火遊びによるものです。農繁期に入り、老人、こどもを留守に田畑へでるときは、マッチやライターはこ

どもさんの眼のふれないところへ置き日頃から火事のおそろしさを教育しましょう。

◇たき火をするときは、バケツに水を用意し、監視人をつけて飛火しないように見張り、おわったら水をかけて完全に消しましょう。

◇タバコの吸いがらによる火災が昨年7件もありました。たかが吸いがらくらいとゆだんしないで、完全にもみ消してから捨ててください。

◇石油コンロ、ストーブ、煙突、電熱器アイロンなど、出火のおそれのあるものは、点検してから使しましょう。

◇冬囲いは、火事の大きくなるもとです1日も早くとり除きましょう。

◇火災が発生したとき、すぐ避難ができるよう老人、こどもは一階の安全なところに寝かせるよう心がけましょう。

◇火災のさい消防活動のじやまにならないように、道路や消火栓の付近には物を置かないで下さい。

◇いざというときのために、いつもバケツ1杯の水を備えましょう。

昨年中に発生した火災の原因別、月別件数は、次のとおりです。

原因別発生件数			月別発生件数	
原因	件数		月別	件数
火遊び	14		1	7
タバコ	7		2	7
コタツ	6		3	10
煙突	5		4	10
石油ストーブ	3		5	11
石油コンロ	3		6	3
残火	3		7	7
漏電	3		8	2
七輪	2		9	2
その他	30		10	7
			11	4
計	76		12	6



もしもし
110番

あき巢、ユスリ、タカリにご用心

「春眠暁を覚えず」春ともなりますとあき巢や忍び込み、傷害恐かつなどの粗暴犯罪がふえます。長い冬から開放されたよろこびと、気のゆるみが犯罪を多く

する原因ですが、これらは主としてぐれん隊を背景にしておこなわれることが多く、その手段は、巧妙悪質であります。

また、近ごろの犯罪は、発作的単純型から知能的用意周到型へとかわってきております。被害を受けないためには、次のことに注意して下さい。

◇盛り場や飲食店街で酔ってぶらついていると、いんねんをつけられ傷害事件のたねになることがある。

◇夜道の一人歩きはなるべくさける。アパートでも暗いところにたたずんでいるとねらわれる。

◇商売の取り引き、不動産売買、交通事故などからんで、おもてむきは合法的な理由を口実にして、暴力的な態度や言動を示すものがある。このような場合は警察や専門家に相談する。

◇花見や運動会など家中で外出するときやおやすみになるときは、必ずかぎをかける習慣をつけましょう。

不幸にして被害をうけたときは、どんな小さなことでも、泣き寝入りせず、警察へ届出して下さい。

迷惑を追放しましょう

日頃は別に感じなくても、よく気をつけると、道路や乗物の中、繁華街、公園などはもちろん、家の中でさえ寄附の強要や押売りなどで迷惑を感じる事がたびたびあります。

「君子危うきに近寄らず」で、だれもがいやな顔をしながらも、見て見ぬふりをして放任していることから、迷惑をかけている人も、「これぐらいならよいだろう」と考えているのではないのでしょうか。そこで迷惑がちまたにはらんし、それが無神経、不感症となって小暴力を育て、ぐれん隊をのさばらせていきます。

次のような迷惑は、みんなでなくしましょう。

- ◇道路や公園、川、水路へのごみ捨て
- ◇犬の放し飼い
- ◇みんなの集る場所で、たん、つばをはいたり、立小便をすること
- ◇へいや立札、標識、街燈などをこわしたり、らく書きすること
- ◇道路での遊びや路上にはみ出す看板
- ◇空気銃や花火など危いおもちゃの遊び
- ◇婦女子に対するいたずら、からかい、わいせつ行為
- ◇押売りや寄附の強要
- ◇酒に酔って道路をぶらつく
- ◇雑音や騒音

このように、人に迷惑をかける行為は刑法、軽犯罪法などの法律にふれる犯罪行為です。

わたくし達の社会をより明るく住みよくするため、暴力と迷惑行為を一掃しましょう。